○総務省令第三十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　　総務大臣　高市　早苗

電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令

電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
（利用状況調査に係る周波数帯） **第三条**　総務大臣は、おおむね二年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに、法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。 一　七一四MHz以下のもの 二　七一四MHzを超えるもの ［削る］ ［2　略］ （利用状況調査の調査事項等） **第五条**　免許を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～八　略］ ［2　略］ 3　登録を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項については、第一項（第三号及び第四号を除く。）及び前項の規定を準用する。この場合において、第一項中「免許人」とあるのは「登録人」と、「無線局」とあるのは「登録局」と、前項第一号中「前項第一号から第四号まで」とあるのは「前項第一号及び第二号」と、同項第二号中「免許人」とあるのは「登録人」と読み替えるものとする。 ［4・5　略］ 6　総務大臣は、第二項、第三項及び前項に定める方法による調査を補完するものとして、電波の発射状況に係る調査（次条において「発射状況調査」という。）の結果を活用することができる。 （重点調査の実施） **第五条の二**　総務大臣は、第三条に定める周波数帯ごとに利用状況調査を行う場合において、総務大臣が別に告示する基本的な方針に合致する割当可能周波数帯を重点的に調査する必要があると認めるときは、前条第一項第五号から第八号までに掲げる調査及び前条第六項の発射状況調査について、無線局ごと又は登録局ごとその他当該割当可能周波数帯の調査に必要な限度において詳細に調査を行うことができる。 （臨時の利用状況調査） **第六条**　総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項又は第二項に定める周期にかかわらず、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。 ［2　略］	（利用状況調査に係る周波数帯） **第三条**　総務大臣は、おおむね三年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに、法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。 一　［同上］ 二　七一四MHzを超え三・四GHz以下のもの 三　三・四GHzを超えるもの ［2　同上］ （利用状況調査の調査事項等） **第五条**　［同上］ ［一～八　同上］ ［2　同上］ 3　登録を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、登録人の数及び登録局の数とし、その調査は、第二項第一号に定める方法により行うものとする。 ［4・5　同上］ 6　総務大臣は、第二項、第三項及び前項に定める方法による調査を補完するものとして、自ら行う電波の発射状況の調査結果を活用することができる。 ［新設］ （臨時の利用状況調査） **第六条**　総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項又は第二項の期間の中間において、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。 ［2　同上］